

新潟食料農業大学大学院 食料産業学研究科 食料産業学専攻
2025 年度 修士論文 審査要領

1. 修士論文 審査

提出された修士学位論文(以下、審査対象論文という)の審査は、「新潟食料農業大学 学位規程」第9条に基づいて設置された審査委員会が行う。審査委員会は、審査対象論文の研究内容が本学のディプロマポリシーに合致し、且つ、本専攻の学位論文として相応しい研究テーマや研究方法、論文構成の妥当性を有しているかを審査し、審査基準を満たした場合に「合格」とする。

(審査委員会)

第9条 前条の規定により研究科教授会は、その審査のため審査委員会を設ける。

- 2 修士課程の学位論文の審査委員会は、研究科教授会で審議し決定した研究科教授会構成員2人以上の審査委員(主査1人、副査1人)をもって組織する。

(修士及び博士の学位論文の審査及び最終試験)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査を行う。

(修士及び博士の学位論文の審査期間)

第11条 修士課程及び博士後期課程の学位論文の審査は、研究科教授会において決定された日程に基づいて修了しなければならない。

2. 修士論文 審査要件

審査対象論文は、「新潟食料農業大学 学位規程」第7条(修士及び博士の学位論文の提出)の要件を満たすものとする。

(修士及び博士の学位論文の提出)

第7条 修士及び博士の学位論文は、あらかじめ指導教員の承認を得、研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の学位論文を提出し得る者は、本学大学院修士課程又は博士後期課程に本学大学院学則で定める年限以上在学し、所定の単位を修得した者又は学位論文審査の終了までに所定の単位を修得し得る見込みがあり、必要な研究指導を受けた者で、かつ在学期間の終了の期日まで在籍できる者とする。

3. 修士論文 審査基準

修士論文審査基準は以下のとおりとする。

①研究テーマの妥当性

食料産業における問題解決を目指し、その趣旨及び目的が明確で、学術的あるいは社会的な意義を有するものであること。

②研究方法の妥当性

研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理及び統計・分析などが適切になされていること。また、先行研究を適切に理解し、当該研究との関連性及び相違点を踏まえた研究がなされていること。

③論文構成の妥当性

修士論文の趣旨及び構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められること。また、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切であり、語句の表記や文章表現が的確であること。

④独創性・創造性

研究の内容及び結論に、独創性及び創造性が認められること。

< 修士学位論文 評価表 >

評価項目および評価基準	評価
① 研究テーマの妥当性 食料産業における問題解決を目指し、その趣旨および目的が明確で、学術的あるいは社会的な意義を有するものであること。	可 ・ 否
② 研究方法の妥当性 研究倫理を遵守した上で、研究に必要となるデータ・情報や資料などが適切に収集され、その処理および統計・分析などが適切になされていること。また、先行研究を適切に理解し、当該研究との関連性および相違点を踏まえた研究がなされていること。	可 ・ 否
③ 論文構成の妥当性 修士論文の趣旨および構成が明確かつ適切であり、結論に至る展開に論理性・一貫性が認められること。また、目次や章立て、引用、図表、注釈等の体裁が適切であり、語句の表記や文章表現が的確であること。	可 ・ 否
④ 独創性・創造性 研究の内容及び結論に、独創性および創造性が認められること。	可 ・ 否
総合評価	合 ・ 否
総合所見：	

4. 修士論文 審査方法

修士論文の審査は、「3. 修士論文 審査基準」に従って、審査対象論文およびその口頭発表等により審査し、それらを総合評価して審査対象論文の可否を判断する。審査委員会は、『最終審査 結果報告書(様式:1)』を、研究科教授会に提出する。

附 則

この要領は、2023年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、2024年9月4日から施行する。